

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>(委任関係の取扱い)</p> <p>2－1 通関業者が、輸出者、輸入者、限定申告者（関税定率法（明治43年法律第54号）その他関税に関する法令の規定により輸入の申告をする者の資格が限定されている場合における申告者をいう。以下この項において同じ。）等依頼者（以下「依頼者」という。）の代理人として通関業務を行う場合の委任関係については、次により取り扱う。</p> <p>(1) 各種の申告、申請等は、原則として依頼者の名をもって行うこととし、通関業者が依頼者に代わって自己の名をもって申告等をすることはできないものとする。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(委任関係の取扱い)</p> <p>2－1 通関業者が、輸出者、輸入者、限定申告者（関税定率法（明治43年法律第54号）その他関税に関する法令の規定により輸入の申告をする者の資格が限定されている場合における申告者をいう。以下この項において同じ。）等依頼者（以下「依頼者」という。）の代理人として通関業務を行う場合の委任関係については、次により取り扱う。</p> <p>(1) 各種の申告、申請等は、原則として依頼者の名をもって行うこととし、通関業者が依頼者に代わって自己の名をもって申告等をすることはできないものとするが、<u>通関業者が代理人として申告書等に記名押印したときは依頼者の押印は要しない。</u></p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>